

第416回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年10月4日（火）午後1時30分～同4時50分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について
- (2) 令和4年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会における照会事項の回答について
- (3) 定置漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について
- (4) 新たなTAC管理にかかる国の検討状況について
- (5) その他

3 議事

第1号議案

あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

第2号議案

はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

第3号議案

河口部における海面と内水面の境界線について（諮問）

第4号議案

海区漁場計画（案）について（諮問）

第5号議案

海区漁場計画（案）にかかる公聴会の開催等について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、樋口 恵佳、佐藤 一道、
伊原 光臣、佐藤 栄一

山形県漁業協同組合総務部指導課

指導専門員

小笠原 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

山形海区漁業調整委員会事務局

漁業調整主査

佐藤 由夏

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第416回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 今朝は、漁業に関するニュースとしてはまた北朝鮮からミサイルが発射されて、日本列島を超えて太平洋のEEZ内に落ちただろうというニュースがありまして、何で迎撃できないんだなんて人もいましたけども、ロケット軌道では迎撃できないのですよね。それをわかっていない人がいるみたいで。ただ、いずれにしても日本の領空を通過していくということが、何年かぶりにありますと、今年になってから北朝鮮の動きは活発になっているのですけれども、このような国際情勢の中、また嫌なことが一つ起きたなというふうなことを今危惧しております。資源関係に関しては、私、日々魚釣りをしているわけですけれども、今年は非常にキジハタが多い、離岸堤の周りでアジを釣つても、アジ釣りのサビキにキジハタの子供がかかってしまう、ちなみに離岸堤の周りでキジハタの稚魚が釣れたというのは私は過去に経験がないので、これは今年になってからです。今年になって、キジハタを1日に10尾以上釣った日が2日間あるのです。岩礁のあたりはキジハタだらけになってしまったのではないか、なんでこういう比較的高級な魚と言われ、釣り人もみんなが狙い、漁獲圧が高そうなのですけど、にも関わらず増えていくという。まあ、よく資源管理で守っても守っても減っていく魚種と獲っても獲っても増える魚種がいるというので、なかなか資源管理がままならないのですけれども、このキジハタについてもままならない一つの例かなと思います。ちなみに大川さんと3年ほど前に日本海ブロックで富山に行ったとき、あのときは富山で一生懸命キジハタの稚魚を作つて放流していたのですけれども、放流の成果で増えているのか、それとも放流なんかしなくとも勝手にどんどん増えているのか、その辺はよくわかりませんけれども、まあ、あれはなかなか商品価値の高い魚だということで、富山の方で一生懸命稚魚を放流したのでしょうかけれども、こんなに増えてくると皮肉な結果だなあと、別の魚種を増やした方がよかつたのではないかというふうなことも感じます。今日はハタハタの採捕規制に関する委員会指示のまた新しい発動についてもあります。接岸しないハタハタについて委員会指示もむなしい感じがするのですけれども、これも深刻な資源の問題だと思います。今日は報告事項も含めて盛りだくさんなんですけれども、効率よく議事を進めることができますように皆さん御協力よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願いします。

会長 それでは、本日は出席者の中から、池田委員、樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二人よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきます。（資料の確認を行う） それでは、皆さま資料の方はお揃いのようですので、会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従いまして進めていきたいと思います。まず、報告事項の方から、報告事項の1番目、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果についてということで、これにつきましては、事務局の方から説明、報告をお願いいたします。

事務局 それでは報告1の資料を御覧ください。前回の7月開催の委員会で、令和4年度の全国漁業調整委員会連合会の通常総会の結果について御報告させていただきました。その総会で承認された要望書をもって7月に関係機関への要望活動が行われまして、要望先からの回答結果が送られてきましたので、御報告させていただきます。

新規の要望について、御説明させていただきたいと思います。まず水産庁からの回答になりますが、2ページ目、海区漁業調整委員の資質向上について、海区漁業調整委員会は広範な事案について公平公正な審議が求められるため、委員のさらなる専門的技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けることという要望への回答ですが、海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいりたいとの回答を得ております。

16ページ目、新たな資源管理措置等について、漁獲量の規制には漁業貴会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化することとの要望に対する回答ですが、我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や開業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要としたうえで、現在の支援状況、新規就業者対策として経験ゼロから就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への資金の交付、漁業研修等の支援、水産加工業では生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化や高付加価値化等の取り組みへの支援、漁港漁場整備長期計画では、海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上を重点課題の一つに掲げ、①から⑤に掲げる取り組み、増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れ、漁港における海業当の関連産業を集積させていくための仕組みづくり、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に向けて受け入れ環境の整備、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり、海業等の多様な取り組みによる活性化をめざす浜の活力再生プランの実践、渚泊やワーケーション等による交流人口を創出する取組などを推進することとしている、引き続き人材育成・確保に努め、水産加工業や観光業等とも連携して水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めていくとしています。

22ページ下の欄、遊漁と漁業の調整の③遊漁者の資源利用の実態把握としまして、国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること、との要望に対する回答ですが、遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているくろまぐろについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以

降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたいとしています。

23ページ上の欄、遊漁と漁業の調整の④遊漁者の資源管理の協力としまして、漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること、との要望に対する回答としましては、遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。クロマグロについては、遊漁関係団体の自発的取組として、クロマグロ遊漁船事業者協議会が組織されたところであります、水産庁としてもその活動を後押しすることとしている。引き続き、各封建から遊漁者の組織化を促し、資源管理について協議、周知できる体制の整備を図ってまいりたい、としています。

そのほか、既存の要望については、記載のとおりとなっております。また、海上保安庁、国土交通省海事局、外務省の回答は水産庁の後のページで記載のとおりとなっておりますので、お時間あるとき御覧いただければと思います。簡単ですが、以上です。

議長 はい、ありがとうございます。内容が膨大なので、新規のものと、それに対する水産庁の回答ということを中心に事務局より説明がありました。では、事務局が説明した内容に限らず今日の資料全般につきまして、御意見等がありましたらお願ひいたします。

鈴木委員 水産庁の回答に漁業の活性化という文言があつたのですけれど、山形県の場合の活性化する場合の問題点はどう考えていますか。

議長 具体的に要望事項の何ページのところに関連する御質問ですか。16ページの漁村の活性化ですか。

鈴木委員 漁村でなく漁業、山形県の漁業の現状を把握し、山形県としてどうあるべきかということを考えていますかということです。

議長 それは誰に対しての質問ですか。

鈴木委員 会長でもいいし、水産課でもいいし。漁協の顧問もしているし、海のことはわかつてますから会長の考えでもいいです。

議長 まあ、私個人の考え方から言わせてもらうと、さつきもしやべりましたけど、各都道府県に固有の魚種っていますから、その魚種の資源管理というものをやはり各都道府県でも考えていかなくてはいけないのではないか、あるいは隣県との連携を考えていかなければいけないのではないかなどというもの一つにハタハタがありますよね。今回また釣り人に対する採捕規制がありますけれども、まあ水産庁のハタハタに関する推定資源量の計算は間違いないじゃないかということは私が昨年の広域漁業調整委員会で発言して、実際にハタハタも減っているので、水産庁の推定資源量の計算に任せていいのかな、やっぱり地域の実情の方もちゃんと見てくれていないのじゃないかなという不安がありますので、一つはその資源管理というものを山形県は山形県の単位で一つ考えて、国に任せきりにしないでやらなきゃいけないのではないかなということはハタハタを見て危

機感を感じていますので、そういうこと1つ思っています。あとはやはり、山形県というものは、何と言っても漁船数に対してボート数が非常に多い県なのですよね、全国的に見ても。だから、マグロの釣獲率もたぶん他県よりはるかに高いと思うのです。そういう非常に短い海岸線を巡って、釣り船と漁船が入り混じって操業するというそういう特殊性がある地域だと思うのですね、山形県は。その辺で遊漁と漁業の調整というのが現状でいいのか、新たに何か必要なものはないのかというようなことを考えなくちゃいけないのではないかなというふうに思っていますが、この今の資料の16ページ、これは新規要望事項ですからね、この漁村の活性化ということは。ここにあるのですけど、この釣りやプレジャーボート等の適正利用に向けて、駐車等の受け入れ環境の整備や関係団体と云々とあって、要は釣りをする人のための駐車場をもっと増やしてちょうどいいと、書いてあるようにも読めるようなところがあつて、たぶん、今、酒田でも遊漁船に乗るお客様の悩みの1つは駐車場が少ないということですね、遊漁船の船長の悩みでもあるのですよ。だから、駐車場を整備すればもうちょっと釣りで乗るお客様の数は増えるでしょうね。県外から来る人もいますから、山形県なり庄内なりの地域の経済の活性化にはつながると思うのですけれども、かたや半面、釣り人による総合的な漁獲圧が上がるということになるのですよね。だからこれ、なかなか難しい問題だなど、特に、全国的には遊漁船というのはほとんど漁業者がやってますからね。でも山形県の場合は少なくとも鶴岡・田川地区は漁業者の遊漁船が多いのですけど、酒田・飽海地区になると逆転して、ほとんどプレジャーボートが遊漁船をやっているという、そういういた状況なものですから、鶴岡・田川では漁業者の収益に繋がるのですけど、酒田・飽海ではどうも漁業者の収益に繋がらない。逆に言うと酒田・飽海では漁業者に対する圧力になってしまふというふうなところもあって、やはり山形県というのは今言ったようにちょっと他県にはない特徴があるのですよね。その他県にはない特徴ということに着目して皆さんの意見を吸い上げて、更なる何らかの改善とか規制の必要はないのかというようなことを考えていくことが、山形県に関しては必要なのじゃないかなと私は個人的には思います。これが私の意見です。

鈴木委員 行政サイドの意見も聞いてもらえますか。

議長 はい、今のは個人の意見ね。というようなことを今私、言いましたけれども、今の鈴木重作委員の質問に対して、行政として何かお考えがあれば言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

加賀山課長 はい、水産振興課の加賀山です。総論的な話になって非常に恐縮なのですが、山形県の場合は水産振興条例に基づく水産振興計画というものを令和2年度に作りました。一応5本柱になっておりまして、1つ目が資源管理、栽培漁業等で魚の資源を維持しましょうという、2つ目が経営基盤を確保しましょうということで、ここは新規就業者の維持確保ですか増大、あとは漁港等の施設、ハード面の整備というものが魚礁も含めて入ってきます。3つ目として、獲れた魚を活用しようと、付加価値等を付けて利用してもらいましょうということで、ブランド化ですか、あとはどのように変わっていくかということで、最近ですと蓄養ですか、そういうものの取り組みもここに含まれてくる、そして4つ目が内水面に関する振興ということで、山形県は内水面の漁協がありますので、そちらの方の振興という意味で内水面に関することが全てそこに入っているような作りになっています。最後5つ目が安全を確保しましょうということで、今日も会長の方から話ありました外国船による密漁ですか、そういうものに対

する国に要望という面が強くなりますが、そういったこと、あとは遊漁者と漁業者の調整というところもそこに入ってきて、取締り等も5本目の柱に掲げていたと、それに基づいて今抜粋してお話ししたということでございます。5年目になれば見直しという時期がきますので、今それに向けて取り組みをしているつもりではございますが、足りない部分、効果が出てこない部分もあると思いますので、そういうことはまた皆さんから御意見いただこうかなと考えています。目標数字全て覚えていないのですが、まず漁家収入、水揚げですね、で、850万というような目標がまず大きい総論的な目標だったというふうに記憶しております。すいません、以上です。

議長 はい、ありがとうございます。以上が、私の意見、それから県の方の方針、を聞いていかがでしょうか、鈴木委員、何かありますか。

鈴木委員 方針は分かるし、聞いてますけど、もう少し具体的なプランを提示するべきではないかなと。要は、理論ばかり前に出ては、山形県として主体性がないがゆえに、机上の空論的になり得る可能性があるものだと思ったので、もう少し具体的にこれはこうしてこうする的なそういう提案をするべき時期にもう来ているのではないかなと思いますが、どうですか。

加賀山課長 はい、先ほどの説明に触れましたが、見直しというのは常に行うという前提で決めておりまして、確かにちょっと漁業者の方々にそれについて毎年、短いスパンで意見を聞く場を設けて進めていくということでありましたが、確かに、それぞれの5本柱それぞれでワーキングチーム会議というような名称だったと思いますが、そういったものを短いスパンで進めて行ついろいろと見直しをかけていくというようなことでスタートしたのですが、若干その辺は予定どおりに進んでいない部分はあると思いますので、その辺反省しながら皆さんのお意見を聴いて具体的な施策に繋がるようなことになるようにということで、考えていきたいなと思います。

議長 県の回答ですけれども、やや抽象的ではあるけれども。

鈴木委員 いいです、時間がかかるでしょうがないと思いますので、了解です。

議長 いいですか。ほかにありますか。

一同 (特になし)

議長 ないようでしたら、報告1については以上のようない報告で了解ということで、次に報告事項の2に移りたいと思います。令和4年度 新潟・秋田・山形3海区連絡協議会における照会事項の回答についてということで、これにつきましても、事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局 報告2の資料をご覧ください。令和4年度新潟山形秋田3海区連絡協議会における照会事項の回答がありましたので報告させていただきます。

ページを一枚めくっていただきまして、回答の内容の1ページ目からでございます。新潟海区の一つ目の照会事項、プレジャーボートやミニボート所有者に対して、安全設備の備え付けなどの事故防止のために行なっている施策について、でございますが、新

潟海区からですが、新潟県では前述のとおり全国漁業調整委員会連合会に対して要望を提出しているが、そのほかプレジャーボートやミニボート所有者に対して、事故防止のために独自で行なっている施策はない。また、プレジャーボートやミニボート所有者の組織がなく、県としても所有者を把握できていない、ということでございます。

また、下の方の記載になりますが、秋田海区につきましては、秋田県ではプレジャーボートやミニボート所有者と漁業者間でのトラブル等は特に報告されていない、マリーナ等に事故防止等のポスターの掲示をお願いしているものの、県としてプレジャーボートやミニボート所有者を把握しておらず、直接所有者等への指導を行っていない。また、独自の施策も行なっていない状況であるとのことでございました。次の照会事項は、ページめくっていただいて、新潟海区の二つ目の照会事項でございますが、漁業権更新に係る河口部分の境界明確化について、ですが、新潟海区では、県としては境界の明確化が困難なことから、対応に苦慮しており、作業が進んでいないということでございました。

また、秋田海区については、河川ごとに海面と内水面の境界を定めた規定はなく、最大高潮時において、左岸と右岸の端を結んだ線が海面と内水面の境界線になると判断しているが、砂浜との区分が不明確で地形の変化が大きい河口の境界の明確化については対応に苦慮している。なお、港則法に基づき第一橋を境界としている河川や、府内河川部局との調整により、堤防の先端を結んだ線までを境界とした河川もあり、その他、海岸区域の基点を境界の参考にしたいと考えているということでした。

山形海区からの照会事項、レジャー船によるクロマグロ採捕の実態の把握状況等についてですが、新潟海区からの回答は、新潟県では当該委員会指示の内容について、漁協及び遊漁船業者に対して通知文を送付するとともに、県のホームページでの掲載、ポスターの配布などを行い、周知に努めている。一般の遊漁者については、プレジャーボートや遊漁者の組織がなく、県でも把握しきれていないことから、問い合わせがあつた際に対応している程度である。問い合わせについて、違反の疑義情報がある場合には、水産庁の新潟漁業調整事務所に事実確認をしてもらっているということです。当該委員会指示は不特定多数の相手に対する規制であるので、委員会指示の遵守状況の把握は困難であると考えている。本県としては委員会指示を遵守してもらうためには、委員会指示の違反について厳罰化が必要だと考えているということです。

秋田海区からの回答としては、同じページの下の方にありますが、秋田県においても当該委員会指示内容について海面漁協、釣り団体、マリーナ、遊漁船業者等に周知するとともに、ポスターの掲示依頼、チラシ配布を行っている。またホームページでも周知している。委員会指示の遵守については、遊漁業者・遊漁船業者等の行動把握が困難なこともありますし、他の事案の取締り巡回指導のついでに実施している程度であるが、個別に情報提供等あれば、その都度の対応をしている。なお、取締員のマンパワーが不足していることもありますし、秋田県においても委員会指示の遵守状況の正確な把握や遵守の徹底については困難と考えているとのことでした。

次に5ページ目の秋田海区からの照会事項で、漁業権の切替えや洋上風力発電の促進区域設定等に伴い、漁業権漁場の位置を明確にする必要があるが、各県では共同漁業権の起点をどのように管理しているか。また基点が曖昧な場合はどのように確定したか。更に港湾区域と接する場合の港湾管理者との調整について状況教えてもらいたいという照会事項ございますが、新潟海区では基点の位置情報の管理については、秋田県と同様、新潟県においても昭和40年～50年頃には基点に標柱を設置していたが、海岸部の工事等により現在は標柱を消失した箇所が多数ある。そのため新潟県も漁場計画における基点等の表記は〇〇町と〇〇市の境界等、当初の漁業権の設定時の表記を継続して使

用してきた。現在次期漁業権の更新にあたり、緯度経度値を表記するよう作業を進めており、過去の資料により標柱の位置を特定し地元漁業者等の立会いのもと、ポータブルGPS測定器で計測を実施するとともに位置図や写真等で記録をしている、その際、標柱等の復旧までは行なっていない。ということです。②不明瞭な基点があった場合の基点確定方法については、過去の資料においても位置が不明瞭な基点も複数あるが、共同漁業権の区域についてはほぼ地区境であるため、地図上で地区境の見当付け、地元漁業者等の聞き取り等も行ながら境界位置を決め、地元漁業者等の立会いのもと、緯度経度値を確定する作業を進めている。共同漁業権第3種ついきそ漁業や区画、定置漁業権の基点では、地区境とならない基点も存在しており、それらも同様に過去の資料や地元漁業者等の聞き取りにより詰めていく方針だが、一部位置を絞り込めないところについては、漁場の位置が收まるように新規で設定することも行なっている、ということでございます。③港湾管理者との調整について、新潟県においても漁業権消滅区域が存在しているが、港湾管理者側においても境界の位置情報を管理していなかったため、地図上で境界位置の見当をつけるとともに、漁業関係者等の聞き取りを行い、港湾管理者側にも了解を得て、基点位置を確定させたというところであるということです。秋田県については記載のとおりでございますが、前回の委員会の時に紹介しておりますので、改めてお話しないことにしたいと思います、御報告は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。以上の内容につきまして、皆さんから御質問等ありましたらお願ひいたします。はい、一道委員。

佐藤一道委員 事前にこれを読んで参考として聞こうと思って。新潟海区の②の照会事項なのですけれども、新潟海区も秋田海区もこういう回答の仕方をしてはいけないのではないかなど、あまりこの自分のところの海区の対応がほとんどなくて、できてない、やってない、これから行う予定だというのもほとんど見られない。これは感想でもあるのですけれども、あえて言ったのは、山形海区としては、全部の回答については積極的に検討もして記述もありますので、当海区においてはこういう回答がされないように自分のところの作業をしていただきたいなと思います。山形海区と秋田海区の照会事項については、まさに新しく出た事案とか進行中のことですので、分からぬまま探っているという状況なのだと思いますので、それは来ないよりはいいのではないかなと思います。

議長 はい、ありがとうございます。私から一つ補足というか、私も感想とか意見とか考えたのは、新潟海区からの照会事項が来たのですけれども、これに対して、新潟県の方ではプレジャーボートの組織がないというのは、これは正しいです。ただ、秋田県に関しては、実は秋田県の管理する秋田マリーナと本荘マリーナがありまして、その秋田マリーナと本荘マリーナは同じ団体が指定管理者として管理しているのです。で、指定管理者ですから、これは山形県でいうと空港港湾課になるわけですけれども、指定管理者として、そこを利用しているプレジャーボートのオーナーの名簿は県の方に出しますからね。ただ、空港港湾課と水産振興課は違いますので、なんだけれども、ここは県と言っていますからね、県ということは、どこの課だって県なのですよ。ということはこの回答はおかしいと私は思います。少なくとも秋田県は把握しているはずです、指定管理者を通して。なので、これはちょっと調査不足じゃないかなと私は思います。だから、この回答は間違っているのではないかなど私は思いましたけど。新潟県は確かにないですよ。我々酒田の小型船舶安全協会も新潟県もそういう港湾管理の状況は視察したの

で分かっています。秋田県の方は少なくとも分かっています。新潟県の方はないと聞いていたのですけれども、ないなりに小さい組織があちこちにあるらしくて、それを視察する予定ではあったのですけれども、近年コロナの関係で、なかなか集団でバス移動ができないので、実現できないでいるのですけれども、新潟県の状況もコロナが落ち着いた段階でバスしたてて山形県の協会の方で新潟の実情を調べに行こうとは思っています。そのことがもし実現しましたら、何かの機会に皆さんにご紹介できる機会もあると思うのですけれども、今、コロナ関係でちょっと留保になっています。皆さん、他に何かありませんか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですかね。ちなみにこの山形海区から皆さんに打診したクロマグロの採捕実態の把握状況等についてなのですけれども、前もちょっとと言いましたけれども、あれから我々またいろいろな人に聞いているのですけれども、やはり、山形県民はまじめというか、釣り人は1人1尾になったのだということをちゃんと守っているということ、昨年の広域委員会で紹介した、1人1日でマグロ13尾釣ったという人に話を聞いたわけですが、今年は俺は1日1尾しか釣っていない、1尾しか持ち帰らない、持ち帰った日はちゃんと写真を撮っていると私に写真を見せてくれましたので、ああ守っているのだなあというふうに納得しましたし、別の人には今言ったようにやっぱり1人1尾って守っていて、1人1尾じゃあ燃料代が出ないからやめたと、売れないしと、そもそもその人それまで売っていたわけですよ。1尾じゃあ商売にならないし、燃料代がかかるというのでやる意味がなくなったと言っている人がいますので、やっぱり山形県民は基本的にまじめなのかな、まあ他県と比較したわけではないんですけど、少なくとも私が見ている限りでは山形県内の釣り人は新しいルールをちゃんと守っているんじゃないかなと私はそのように感じています。何かあれば。

鈴木委員 1日1本のルールを山形県のレジャーボートがみんな守るのであれば、厳罰化してもたぶん問題はないわけだ、みんな守るなら。じゃあ、厳罰化するための作業を準備してもいいのではないかなど思います。要は、他県ではこれが結構エラーの原因となっている地域もあると聞いています。だから、山形県で引き取って、日本のモデルケースとして厳罰化をするということで動いてもいいのかなと思うのですけど。

会長 だから、方法としては、山形県が独自に罰則条例を作るのではなくて、広域漁業調整委員会の委員会指示なのですから、方法としては広域漁業調整委員会でそのような発言をするというのが一番現実的だと思います。

鈴木委員 だから、発言してそれをテーブルに載せることもいいし、それをやるために作業をするということに意味がある。だから、これをするために、何かレジャーボートと意見交換したりとか、要はこの委員会の中でただ議論してチャンチャンでは伝わりにくいから、ある程度公共の場でこういうことをしたいのだ、しますよということをいうとして、まあいえないにしてもそれは抑止力になると俺は思う。

会長 これは私、難しい問題だと思うのです。何が難しいかというと、確かに山形県は私、遵守率が高いと思うですよ。他県はそんなにまじめに守っていない可能性があるので、実際、確かに。ところで、その実態をあんまり意見交換してしまうと、まじめな山

形県の人たちが自分たちばかりまじめに守っていて損をする、みたいな、そんな考えを持たれても困るので、そのへんてなかなか難しくて。

鈴木委員 確かにそれはそうだろうけど、山形県の場合は今までいろんな決め事やルールがあつても、全部グレーにしてきましたよね、過去の規制の問題で。このグレーが、全て今の沿岸漁業の疲弊の呼び水になっているということも言えると思う。だから、その反省点を踏まえて皆さんまじめな人だからあえて厳罰化する必要はないけど、1人でも違反者がいることによって、そのまじめな人がみんな被害を被るのであれば、餌とムチを使い分けるという方法でないと、今後は規制は無理なのではないかなと思う。決して何回も言うけど、犯人捜しをしろ、犯人を作れというわけではないのだから、あくまでも皆さんがルールを守った遊漁なら、ルールを守った漁場利用、資源管理の1つの基本として餌とムチという感じの使い方ってどうかなと俺は思います。

議長 私、1つ個人的に考えていることがあって、プレジャーボートや遊漁船についてもマグロ釣りは漁船みたいに許可制にした方がいいのではないかという考えがあります。そして、許可制にしたときに、もし違反1回であれば、許可の取り消し、若しくは翌年から何年間かの許可の交付をしないという格好の方がむしろ実効性があるかなというふうに私は思っています。広域漁業調整委員会の方にも釣り人、釣り船や遊漁船のマグロについて許可制にしろという意見も前回出たのです。ただ、それはちょっと将来的な検討というふうに水産庁には言われたのですが、そんな意見もありますから、私はプレジャーボートや遊漁船について、マグロ釣りを許可制にするという方法があると思います。で罰則ではなく許可をしないだけですから、違反があったら例えば翌年から許可しないとか、厳しい言い方をすれば向こう5年間許可しないとか、そういう扱いができると思うのですね。私はそっちの方法がむしろ実効性があるなど個人的には考えています。

鈴木委員 まあその方法を否定するわけではないし、いいと思いますが、漁調連で決めて地方に落とすという問題はありますけど、やっぱり地方でもその問題を議論して、山形県としてはどういうバージョンがいいとか、やっぱりこういう修正点があるんじゃないとかいう議論も同時進行でやっていかないと、実効性のある規制は無理だろうと思う。だから要は、今のマグロの規制もそうだし、国が主導で規制しました、地方に落としました、これだけ多種多様な漁業形態、漁村文化がある中で、1つのルールでは守られないということで国がこれだけ四苦八苦し、その四苦八苦によって地方が翻弄され、ますますそれが違反事例を生んでいるという、これだけの事例があらわされている中で、中央と地方との同時進行での問題意識の解決という、そういう進み方ってどうかなと思います。

会長 そういう意味では、中央もやはり地域の実態調査をしてもらう必要があるんですね。理屈だけ捏ねるんじゃない、地域の実態を見て、その実態に合ったルールを国も考えてほしいという、私はここだと思いますけどね、マグロに限らずいろんな問題に関して。委員会で話が出るのは、霞が関でやったってわかんないだろ、各地先を見て回ってくれという意見がよく出るのです、それも1つだと私は思っていますけどね。

鈴木委員 まあ、いいです。いつまでも同じような議論になるから。

議長 はい。では、この3海区についてはよろしいですかね。ただし、この3海区について

は、もし今年もハタハタが来なかつたら、3海区でハタハタを議題にしてほしいなと思いますけれども。今年来ればいいですけどね。あと2ヶ月ちょっとで接岸の時期を迎えるわけですけど。さて今年は来るのかどうか、それが気になっていて、もし来なかつたら個人的には来年の議題にあげたいと思います。続きまして、報告事項3の方に移りたいと思います。定置漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について、県の農林水産部水産振興課の方から報告をお願いいたします。

渡邊主査 農林水産部水産振興課の渡邊です。定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、報告いたします。資料は、報告3になります。漁業法第90条により、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況などを、1年に1回以上知事に報告しなければならないこととなっており、知事は報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会に対し報告をするものとされております。このたび、定置漁業権者である有限会社 仁三郎より、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告いたします。

資料を1枚めくっていただきまして、有限会社 仁三郎から提出された報告書となります。有限会社 仁三郎の定置漁業の漁業時期は12月から8月までで、今回の報告の対象期間は、令和3年12月1日から令和4年8月31日までとなっております。前回の報告の際に漁場を活用していない状況があったのですけれども、今回報告の対象の期間においては、漁場を活用している状況にありますので、報告の内容をご説明します。

1の資源管理に関する取組の実施状況は、資源管理計画のとおり実施ということで、資料は省略させていただいておりますが、公的規制を遵守することに加え、小型魚の保護などにも取り組んでいます。2の操業日数及び漁獲量その他の漁場の活用の状況については、主要な魚種及び漁獲量を提示しています。12月から1月は天候不順と操業準備により、操業日数及び漁獲量が0となっています。また、7月及び8月は、夏季で魚が入らないため例年網をあげて休業しているということで、操業日数及び漁獲量がほかの月と比べて少ない又は0となっています。

以上の内容から、当該定置漁業権者は、漁場を活用し、漁業権を行使していると認められますので、報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この内容につきまして、皆さんから何かご質問などありましたらお願いします。私が事前に事務局にお願いしていたのですけれども、この中で今年ってケンサキイカがどのくらい定置に入ったのかなということがもし分かったら聞いてきてほしいとお願いしたのですが、それは分かりましたか。

事務局 こちらの大型定置に限っては、期間中のケンサキイカは10.1キロの漁獲がありました。

議長 わずかですね。それは何月なのですか。

事務局 定置ですと、4月5月のあたりが獲ってきて、9月までということで、これは8月までですので、8月までということになります。仁三郎さんの共同漁業権の小型定置との合算の数字で出てきているのが、460キロということです。今年のケンサキイカの漁獲なのですけれども、定置の方では4月2.5キロ、5月44.8キロ、6月で117.1キロ、7月182.6キロ、8月で96.3キロ、9月暫定ですけれども14.9キロということで、合わせまして458キロということで、昨年の定置ですと、3,250キロ、3トンを越えてい

ましたので、今年はかなり少ない状況となっております。去年は3,250キロでしたし、一昨年は3,371キロでしたし、その前ですと、定置で1,105キロということで、過去3年に比べましても少ない数字になっております。ちなみに、定置で500キロ弱獲れていますが、底びきでとれた数は523.5キロ、令和5年1月からの集計で、県全体で1トンほどしかとれていないという状況です、県全体では去年で9.4トン、その前で5トン、その前で1.5トンほどでしたので、比べて少ない数字になっております。

議長 はい、ありがとうございます。今年減ってきたという話が聞こえてきたものだから、どのくらい減ったのかなと思ったのですが、結構減っているのですね、分かりました、ありがとうございます。他に皆さんから何か質問などありましたら。

一同 (特になし)

議長 よろしいですかね。では、報告事項3については終了いたします。次、報告事項4、新たなTAC管理にかかる国の検討状況についてということで、これについて、事務局より説明、御報告をお願いします。

事務局 報告4の資料をご覧ください。令和2年12月に施行された新漁業法においては、資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入することとしています。

資源管理を推進する上での当面の目標と具体的な工程を示したロードマップがこの図になります。新たな資源管理システムの推進によって、令和12年度に、10年前と同程度、444万トンまで漁獲量を回復させることを目標としています。このために、令和5年度までに、資源評価対象魚種を200種程度に拡大、漁獲等情報の収集のために水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備すること、漁獲量ベースで旧法下でのTAC管理は6割でしたが、新法下ではさらに踏み込んで8割をTAC管理すること、TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業にIQによる管理を原則導入すること、現在、漁業者が実行している自主的な資源管理(資源管理計画)については、法律に基づく資源管理協定に移行すること、という取り組みを進めることとしています。

TAC魚種拡大に向けたスケジュールが次のページになります。今後、TAC魚種拡大に向けて検討していく予定の候補の魚種、検討対象の魚種を資源ごとに、どういうタイミングで資源評価結果が公表されて、検討を進めていくかというスケジュールを、この系群ごとに、資源ごとにお示ししたもの34資源となっています。新たなTAC管理の検討は漁獲量の多い魚種から検討されている状況です。表の左側には魚種名とその系群の記載があり、横軸に年度ごと何をするのか記載がありますが、一番上を例に挙げますと、カタクチイワシの太平洋系群ですと、令和2年から神戸チャート、これは親魚量の状況と漁獲圧の状況をチャートにあらわしたものですが、この神戸チャートの公表から始まりまして、説明会などの実施、資源評価の公表、資源管理手法検討部会という会議を開いて論点や意見の整理、ステークホルダーア会合と呼ばれる具体的な管理手法を検討する会議が行われるというスケジュールです。右側に漁獲量が書いてありますが、上から、旧法下の従来のTAC8魚種で漁獲量の60.5%、その下、魚種ごとにカタクチイワシ6.1%、ブリで4.6%、ウルメイワシで3.2%、マダラで2.0%、カレイ類で1.8%というふうに漁獲量の大きい順から上から記載されていまして、合計で8割のTAC管理を令和5年度まで目指すということになっています。

スケジュールとしてはこのように示されていますが、現在の検討の進み具合として

は、一番検討が進んでいるのはカタクチイワシとウルメイワシで、太平洋系群と対馬暖流系群について、ステークホルダーア会合の1回目までは終わっていますが、今後2回目の会議も行って検討を進めていくこととなっており、まだTAC管理が新たに決まった魚種というのは出てきていません。

山形県の関係する資源、系群で数量管理になりそうな魚種というと、マダラがその可能性があるということで、3ページから、令和4年2月に行われた国の水産政策審議会資源管理分科会の第5回資源管理手法検討部会でのマダラ本州日本海北部系群に関する検討について、資料をお付けしておりますので、ご覧ください。

この資源管理手法検討部会というのは、具体的な管理について検討していく前に、その資源についての論点や意見を関係者から聞いて整理するために開かれる会議となっています。4ページ目には委員の名簿が載っていますが、委員は3人、いずれも大学の教授となっています。5ページ目には参考人として御意見を出される方が載っていますが、山形県漁協の西村専務も含む7人の参考人から御意見等が出されております。また、8ページには3人の方が意見を表明する方としていらっしゃいます。

7ページ目以降の資料で、資源評価の結果、関係地域の現状、議論する項目に沿って説明や意見が出されました。資源評価の結果については、9ページからになりますが、漁獲量については、1990年代には低調に推移したが、2000年代初め以降増加し、2005年以降はおおむね3千トン前後で推移しています。新たな資源管理下では、漁獲圧と親魚量のいいバランスを取りながら資源を持続的に利用していくことになりますが、9ページ目の右側に神戸チャートと言われる4分割の図が載っていますが見ていただきますと、2000年では左下の黄色いエリアに位置していた状況、これは、漁獲圧は目標とするところよりも低いけれども、親の量、親魚量も少ないという状況ということになります。漁獲圧は低いので、将来的には親の量も回復が見込まれるエリアということです。それが、2003年以降はグリーンのエリアの中で推移するようになってきております。グリーンのエリアは、漁獲圧は目標とするところよりも低い、親の量は目標とするところも多いということで、マダラは、近年は良好な状況に位置している年が続いています。

マダラの場合は、赤いエリアに入る状況にはありませんが、赤いエリアは、漁獲圧が目標より高く、親の量も目標よりも少ない良くない状況を示すことになります。

関係地域の現状や寄せられた御意見などは、お時間あるとき御覧いただければと思いますが、この資源管理手法検討部会の検討結果として水産庁でとりまとめて、38ページからありますように結果を公表しております。マダラ本州日本海北部系群については、40ページ、41ページにあるとおりまとまっております。漁獲等報告の収集については、スマート水産業事業等による電子的な報告収集体制整備が急務であることや、魚卵、白子のみの出荷や自家消費、個人販売、自由漁業や市場外流通にかかる数量把握の問題提起がありました。

資源評価については、漁獲量の減少は自主的な資源管理や環境要因、操業形態の変化等の影響もあるため漁獲量だけで資源評価を判断すべきではないといった御意見などがありました。資源管理については、現場の混乱がないように丁寧な説明をもって進めてほしいこと、その資源を利用する漁業者が等しく、これは公平にという意味かと思いますが、等しく取り組む必要があること、目標設定にあたってはどういう操業で実現できるのかという点まで踏み込むべき、経営に影響が出ないように安定した漁獲・経営ができるシナリオや柔軟な数量管理を求める御意見などがありました。

また、資源管理手法検討部会のあとの検討の場は、ステークホルダーア会合という会議になりますが、そのステークホルダーア会合で説明すべき重要事項については、混獲魚種

で、異なる系群が混ざる県における数量管理はどう考えるのか、また数量管理以外の管理手法の検討、漁獲量が安定してきた場合の対応、配分より多く獲れてしまう場合の漁獲可能量の融通等の考える方を問う御意見が寄せられたということです。

今後、まだ日程は未定ですが、ステークホルダー会合で具体的な検討がされる予定となっています。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。だいぶボリュームのある内容でしたが、皆さんから今の報告内容につきまして、御質問等ありましたらお願ひします。

議長 1ついいですか。1番最初の資料で、10年前と同程度の漁獲量と書いてあるのですけれど、これ、いつから見て10年前のことをいうのですかね。令和12年度から振り返って10年前じゃないのですよね。2012年ということですか。

事務局 そこは聞いたのですが、明確に帰って来なかつたのですが、データの方を見てみたら、令和2年は321万トンほどだったので、それとはちょっと違うなと思ったのでした。

議長 想像だけど、2012年ということになっているという形ですか。

事務局 そのあたりかなと思うのですけれども、1年ではなくてその周辺の平均のような数字のようでした。ちょっと444トンという数字は過去の漁獲量ではなかったので、平均してとっているのかなと思いました。

議長 ここ何年の漁獲量と書いてくれれば分かりやすいのだけれど、10年前と書いてあるものだから、いつから見て10年前なのかなとちょっと悩んだのだけれども、そういうことですか、分かりました。皆さん今の説明について質問等ありましたら。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 37ページの今後についてなのですが、②のところが検討部会で、ステークホルダー会合はこれから行われるということだったと思います。それで、その次のステップにパブリックコメントを募って、それを反映してということだと思うのですけど、これはやっぱり部会の中で決められていくことで、いわゆる海区委員会の意見とか、そういうものを反映させる機会ってあるのでしょうか。

議長 あんまりこれはないのではないですかね。

佐藤一道委員 まあ、そうすると、これ眺めていると大変だなと思うところがやっぱりあるわけで、クロマグロのときもそうですけれども、漁獲実績に応じて配分する案がある中で、西村専務理事もそれは認めがたいというようなコメントをしています。全くそのとおりではないかなと思いますし、豊富にマダラが沸いてきて獲れる時期になったけれども配分枠で獲れないということが起こり得るのか得ないのか、今のクロマグロに関してもそうですが、どうですかね、このステップが決まっているとすれば、パブリックコメントの中で広い意見を出さなければいけないのでしょうけれども、こうした海区委員会等の意見、考えが反映される場があつてもいいのではないかなと思いました。こういう機会があるかどうかということを確認できればしていただきたいと思います。

事務局 はい。

議長 事務局の方で何かありますか。

事務局 ちょっと今わからぬので、確認してお知らせしたいと思います。

議長 ただ、これよくわからぬのは、ほんとにここまでTAC魚種を拡張する気なのでしょうかね。その増えた事務作業が、いったいどこに落ちてくるのかなということがよくわからぬのですけど。

佐藤一道委員 あと、もう一点気になるのは、当然資源管理ですから、漁獲枠が設定されたときに、それを誰が補償するのだろうというところで山形県の漁期でほとんどのところが1月～3月という資料にあるとおり、ほとんど出漁できないときにはいても獲れないこともあるわけで、それがまた更に制限かけられたときには何の補償もなく今日は廻なのだけれどもマダラが獲れちゃうかもしないから行かないということになるのかどうかということも非常に心配だなと思います。漁獲・生産額ベースでいっても、かなり大きいという発言もあったようですので、その際の配分、漁獲制限されたときの何らかの手立て、補償があるのかというのは気になるところだと思います。特に、今日の委員会で出たように、山形県ならではというところで言えば、短い漁期の中で規制が入ったたら非常に苦しいのではないかと思います。ということを併せて委員会で話したいことがあるようでしたということを伝えてもらえばと思います。

議長 これ、実際各都道府県の海区の意見が反映される場って私はなさそうに見えるのだけれども、そうですよね、これね。

佐藤一道委員 なさそうですよね。

議長 事務局、どうですか、これ、わかりますか。少なくとも私はないと思うのだけれども。これ見ると、上から落ちてくるのかなという感じがするのですが、それも、こんな幅広い範囲で。さっき言ったように、誰が管理するのかなということも。日本の漁獲の8割までカバーしちゃうと、量的にはそうでもないのだけれども、魚種の数がすごいでしょう。それを管理するのも大変だけど、それって漁業者に対する一種の締め付けになって、私、漁業者の漁業活動がすごく不自由になるのではないかって気がしないでもないのですけど。これ漁業者のみなさんどうなのですかね、TAC魚種がここまで広がるという、仮に広がったとすると、私だいぶ不自由しそうな気がするのですが、そのへんはあまり問題ないのですか。これ逆に漁業者の皆さんに聞きたいのだけど。

鈴木委員 マグロの規制の経験を踏まえて、自分の考えなのですが、いつも同じような発言をしますけど、山形県はこうなんだという、だから、山形県はずつと国の指示を指標を見ていて、決まってから各地方があわせた、そして四苦八苦してきたということがあって、その前に国も各地方を回って各地方の実情は意見交換しましたよというけれど、1回2回で分かるわけがないし、だから、こういう方針が出たという中で、山形県はどうするのだと常に議論しながら、水産庁からある程度の方針が出てきたならいやここは違いますよと、そこは行政サイドの方である程度のメニューが準備して、相当の引

き出しを持って交渉に臨むというふうな流れでないと、たぶんまたマグロと同じで翻弄されて終わりではないけど、とは思います。で、1つマグロに関して、ある程度規制があるゆえに、マグロが獲れるというある程度確証が出てきました。だから、ある程度獲れるのであれば、これをどうやって次売るかとか、どうやって収益を上げるための操業形態を手伝うかというような、そこは次のステップ、考え方を変えるべき時期に来ていると思います。だからその中で、いつまでも量の取り合いをしているようではまあそのうち置いていかれるのだろうなという考えはあります。規制の先にあるものを常に検証しながら、意見交換しながら、意識改革しながら、システム改修しながら、進めていかないと、TACに翻弄されて終わりという感じにおれは感じています。

議長 回復目標が資源量じゃなくて漁獲量というのが私は個人的にはどうなのかなと思うのですけれどもね。マグロの場合は資源量が目標だからね。はい、伊原委員。

伊原委員 報告事項ですので、ここで深く議論するつもりはないですけれども、資源管理は必要なです。でも、現状で資源管理ができる資源まで上げていく、その間漁業者の収益はどうするのかとか、いろんな問題があるわけです。その前提になるのはやはり漁業者の経営がきっちりそこで安定した上で資源管理だったらいいけれども、資源管理が重荷になって漁業者がいなくなってしまってはダメというか、中身のきっちりある流れをやる必要がある、もう1つは会長が言ったとおり、資源というのは、漁獲量で資源を判断するのか、ほんとにサンプリングして判断ができるのか、そのへんは明確にしていかないといっぱい獲ったから資源が増えた、漁獲が減ったから資源が減った、それでは私はちょっと正確なデータではないなと思います。あとそれ以上は報告事項ですので。

鈴木委員 いいですか。戻るけれども、これ水産庁から聞いてほしいのですが、TAC魚種にする場合は、漁獲量が多いものからはめてくるということだから、漁獲量のない地域や県は一応厳しい規制はかけないというような以前はそういう考えだったのですが、今もそういう考えなのか、漁獲量が多い、少ないの、ある程度の基準ってあるのでしょうかということを聞いてほしいのですけど。

議長 これ、漁獲量の多い魚種の方が管理しやすいから漁獲量の多い魚種からやっていきましょうというふうにしか私は思えないのですけれども。で、あとは、都道府県の多い少ないは関係なく、あくまでも全国トータルで漁獲量が多いものから管理していく、その結果、たまたまこの魚種について漁獲量の少ない都道府県も従ってもらいましょうというふうに見えるのですけど、そういう理解じゃないのですかね。事務局そのへんはどうですか。

事務局 TAC魚種を検討する候補の選び方としては、基本、漁獲量が多いものからピックアップしていることは間違いないですね。鈴木委員がおっしゃったその資源で漁獲量があまりない県は数量規制をかけないというのは今もそうなのかというの、今もそうです。その資源の主要8割の部分に漁獲の入っている県は実際に具体的な数、何トンということで規制がかかりますけれども、8割までに入っていない県、うちだと今8魚種TACありますけれども、昔でいう若干と言われていたもの、スケトウダラとかマアジとか数量は報告しているのですけれども、具体的な何トンという規制はかかっていない。それは新しいTAC魚種が決まってきたとしてもその資源のメイン8割までいかない県、少ない県については、現行水準ということで、具体的な数量はかかってこないというの

は同じ考え方です。

池田会長代理 ここに書いてあるけれども、結局タラの場合は北から来るわけだ。青森の12月、1月で揚がっている、今年は大漁だ、大漁だってボコボコ獲ってこっちに流れてくる。だいたい1月の中頃から山形県のタラが始まるというか、その頃から入り始めるわけだ。そうした場合に、青森県のを締め出していいか悪いかは別として、青森県のものが1月、12月からもう酒田やこの近辺にはいっぱい入っているわけ。そうすると、山形県寒ダラということはわかるけれども、一番の目的は白子はここで値段が全然違ってくるわけだ。そういうやつが1月頃にもう大量に出回っている。これがTACで8割って決められても、安くなつてからのTACと結局青森県で8割なら8割のTACできて、山形県にきたときの8割いくのであるのか、近年の流れとしては、空ダラが3月4月になると山形県で多く獲れるような実態なわけだ。こうした場合に、早い時期の値段のいい奴が数少ないうちにTACだTACだとやられても、漁業者は経営がならないのではないかなど、逆に、かける段階が重要になってくるのではないかなど。高いとき100パーセント獲らせてもらって、安い空ダラになってからTAC活用するのと、白子がバンバン入っているときTACやるのとは、全然水揚げが違つてくるから、TACの最初からの一律で持つていかれても経営は成り立たないのではないかなど。

事務局 TAC管理のいつからいつまでの管理という時期を1月などのものをきっちり獲るように、例えば12月から11月などにすると、最初の方はずつと獲れるし、とそういうことでしょうか。

池田会長代理 結局、虫のいい話だけれども、腹に入っている値段のいいやつは100パーセント獲らせてもらって、空ダラになつたらTACをやるということはできないものですね。

議長 要するにキロ単価の関係ですよね。キロ単価の高いところがどうしたってやっぱり。

池田会長代理 結局12月1月頃だと青森から定置とかああいうタラがこっちにボンボン入ってきてるわけ。そうすると、高いものが青森産でも初物は売れるのよ。そうすると、庄内の寒ダラってなってきたときには、もう青森のタラは空が混じつてくるから、青森の方も空になってきたらTACをかけて、山形県は逆に獲り始めた時はTACをなくして、空ダラになってきたなといったら山形県もTACというようなやり方ができないかなという単純に言えばよ。

議長 要するに、漁獲量というよりも、水揚げでみてほしいということですね。量が獲れても水揚げが上がらなければ飯が食えないという。それはそうなのです、だから山形県でキロ単価が高いのは11月、12月、1月、2月あたりまでですよね。春以降はドンと落ちますものね。それこそ箱代冰代にしかならないというパターンでしょう。そこまで考えててくれるかですよね、TAC配分のときに。なかなか難しい問題ですよね、それを拡張する魚種すべてに考えることについては。池田さんは当面タラが重大関心事項でしょうけど。人によってはもっと広い範囲で魚種があるでしょうし。まだ先が不透明で分からないことがいっぱいあるのですけれども。まあ、これについて問題意識を持って全国会議などで水産庁からまた追加で説明もあるでしょうから、そういうときにそういう意見も出して水産庁に聞いてみたいと思います。一応報告事項ですので、だいたい以上の

程度でよろしいでしょうかね。ほんとさっき言ったみたいにこれ誰が管理するの、と非常に不思議なのですけれども。結局漁協に負担が来るのかなと、大変だと思うのですけれどもね。

飯塚委員 だって、資源管理というのは現在獲れている量を確保できるかどうか、いっぱい獲れるから資源管理をして抑えるということではないと思う。獲れているものは獲れてもいいけれども、今これ以上獲ると資源がだんだん枯渇するというか減っていくからそれ以上獲らないようにしましょうということで、管理しましょうということなので、値段がどうのこうのというのもあるけれども、それは魚種によりけり、親が少なくなれば子供を産まないじゃないかということで、親の方もおかしいという話が出るところもあるらしいけれども、じゃあ卵が先か、鶏が先かという議論になるかと思うのだけれども、今獲れている量が減るかどうかの問題で、規制をかけるかかけないかということだと思うのです。その辺のところはやっぱりいろんなデータから出してくると思う。だから、今マグロが増えているから、それをTACをかけて抑える、抑えるというのは俺とすればそれは大きな間違いで、獲れるときは獲ってもいいけれども、減らないようにということの規制のかけ方だと思う。というような考え方というか、意見です。

議長 考え分ります。ただ、方針が國の方針と違う。

池田会長代理 TAC、TACで生計立てられないことはしていられない。タラ獲るのは6割、8割まではいいのだ。やっぱりある程度獲って、水揚げをして、生計を立てなければうまくないだろうということだ。だから、値段のいいときは、子をなさなければなさないなりに、6割なら6割しか親をとっていないのだから、あと4割はまだ来年来るからというやり方もあるのだろうし、生計建てるには、やっぱりTACだって一概に言わわれてはいそうですかとはいかないのが今の問題であって。今度TACをやりながらでも生計を立てていくというのはある程度水揚げを、値段の問題である程度生計が立つようなことをするようなやり方もあるのではないかということで言っただけだ。ただ、一概に8割なら8割TACでやるよりは、そういうやり方でできないかなということだから。

議長 難しいですよね。単純に資源管理だけを考えれば、絶対量とらなければいいわけだから、値段なんか関係ないわけですよね。そこで、でも漁民を生かしながらやるとなると、今言ったような期間設定とかの問題も出てくるから、それを8魚種だったらまだしも、それが30何魚種まで増えたら、どうやってやるのかなとつい思ってしまうわけですよね。なかなか一朝一夕にはなると思いませんけれども、まず推移を見守っていきたいと思います。次は報告事項の最後、その他ですけど、委員の皆さんから何かありますか。

一同 (特になし)

議長 ございませんね。事務局より何かありますか。

事務局 いえ、ありません。

議長 それでは、次の事項に移りたいと思います。

議事

第1号議案 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

議長 第1号議案、あわび・なまこ漁業（磯見）の公示についてということで、こちらは諮問案件ですね、県より説明をお願いいたします。

加賀山課長 はい、それでは資料1の方を御覧ください。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当より御説明いたします、御審議どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤主査 あわび・なまこ漁業（磯見）については、令和4年11月30日に許可期間が満了するため、10月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。

「あわび・なまこ漁業」については、後ろに図を添付していますが、操業区域が鼠ヶ関マリーナの漁業権の消滅した区域部分のみとなっています。そのため、許可を出すにあたり、毎年港湾管理者と操業区域等の内容について調整が必要なため、許可内容を毎年見直す機会を設け、1年許可として満了の都度全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっています。

それでは、諮問する内容につき御説明します。資料の制限措置の表の中をご覧ください。表の中については、別記の操業区域のみ精査しておりますが、ほか内容は許可を必要とする隻数が1隻減の8隻となったのみで、変更はありません。また、諮問外ですが有効期間、条件についても前回の公示内容と変更はありません。別記にあります操業区域を精査したというのは、この許可の区域の緯度経度を出す際に、新潟県と山形県との境に設置した漁場基点から計算しているのですが、今回漁場計画の策定のため両県で6月に立ち合い緯度経度の確認を行いました。それによりこの許可区域の緯度経度も合わせて精査したものとなります。公示は、10月11日から1ヶ月間行う予定としています。諮問内容としては以上となります。よろしくお願ひします。

議長 はい、今の諮問案に対する説明につきまして、皆さんから何か質問、意見等あればお願いいたします。伊原委員、どうぞ。

伊原委員 この許可内容について私は特に意見はないのですけれども、船舶の総トン数のところに、5トン未満と書いてあるわけですけれども、実際5トンもいる磯見はいないです。何か意味があるのでしょうか。

佐藤主査 はい、こちらの方は制限措置を決める際に現状5トン未満の船舶しか操業している実態がなかったものですから、現状に合わせて。

議長 いや、伊原委員が言ったのは、5トンなんてでかい船誰も使わないから、磯見なんてみんな1トン未満だから、なんで5トン未満って表示をするのですかって意味です。

伊原委員 はい。

議長 ということだそうです。つまり、みんな1トンとか0.8トンとかでやっているのに、なんで4.9トンまで可能なことにしなきゃいけないのか、何か理由があるのですかという。5トン、10トン、15トン、20トンで何か税金とかいろんな区分があるのでしたか。その関係が反映されているのですか。

伊原委員 括りが大きいのは問題ないのですけど、実態は違いすぎるのではないかといふこと、だけですけど、特に意味はありません。

議長 私も実はなんでこれ5トン未満って書くのかなと前から不思議ではあったのですけど。

佐藤主査 他の漁業につきましても、5トンで設けて、5トン未満と書いてあるものが、そこで線引きといいますか、しているものが多いものですから、それに合わせてこの許可の設定をする際にも同じ並びで5トンで。

伊原委員 何か変な例ですけれども、軽自動車と普通車しかほとんど乗っていないのに、大型ダンプカーって書いてあるのも、変だなって、例えが的を得ているかわからないけれども、そういう意味なのです。実際は大型ダンプカーでやる人はいないけども、あまりにも違いすぎるということでそれは何か意味があるのですか、でも括りが大きくて不都合はないです。でも括りがあまり大きすぎるから、何か意味があるのですか、別にこの案件に対して異議はありません。

議長 実際5トン未満って、5トン未満しかないですね。3トン未満とか1トン未満とか使わないですね。

佐藤主査 使ってないです。

議長 ですよね。皆5トン未満ですよね。そういう大きな括りで扱っているという説明しかしようがないのではないかですね。これについては皆さんから異論とかありませんよね。はい、この質問については、この内容で妥当だということでこちらの方で回答させていただきたいと思います。

第2号議案 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

議長 では続きまして、第2号議案、はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動についてということで、これにつきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 資料2を御覧ください。ハタハタの採捕規制に係る委員会指示についてでございます。毎年、12月1日から1月末までの間、水深30m以浅の沿岸海域では、海面共同漁業権に基づく第2種共同漁業による採捕又は竿釣り若しくは手釣りによる採捕以外の方法によってハタハタを採捕してはならないとするものです。それとともに、ハタハタを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止を毎年しております。今期もこの委員会指示について出してはどうかというものです。

2ページ目からは、2月の第410回委員会の時にご報告させていただいた資料も参考として載せておりますが、その資料の3の遊漁の状況にも記載ありますとおり、令和3年度のハタハタ遊漁については、ハタハタが釣れている状況が確認されずにシーズンが終了しました。

4に漁業や資源の状況を記載しておりますが、12月の漁業による漁獲量は5.8トンでした。これは、前年比24%、平年比で9%であり、非常に低い数字となっています。

日本海北部系群のハタハタ資源は令和3年度の資源評価によると、資源水準は低位・動向は横ばいとなっています。

資源水準自体は低位ということで、あとは分布がどのようになるか、非常に気がかりなところではありますが、こちらの委員会指示については今年度も、節度ある遊漁のため、これまでと同様に委員会指示を発動してはいかがかという案件でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、今事務局から説明のありました、例年の内容は全く変わっておりません。今年もこの委員会指示を発動することですので、何かこれについて御意見などある方いらっしゃいますか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか、これはね。はい、あとはハタハタが接岸してくれることを期待するわけですけれども。本当にさっき言ったようにもし来なかつたらどうしようかと思いますけど。またもや今年も卵のない大黒様を食べるのかなと思うと、寂しい感じがしますけれど。では、これについてはこのとおり発動したいと思いますので、よろしくお願ひします。次に、第3号議案に移りたいと思います。これも3海区でちょっと話が出たのですけれども、河口部における海面と内水面の境界線についてということで、これも諮問案件になります。県の方から御説明をお願ひいたします。

第3号議案 河口部における海面と内水面の境界線について (諮問)

議長 次に、第3号議案に移りたいと思います。これも3海区でちょっと話が出たのですけれども、河口部における海面と内水面の境界線についてということで、これも諮問案件になります。県の方から御説明をお願ひいたします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。諮問案件でありますので、諮問文の方を読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは担当から御説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひします。

渡邊主査 それでは、内容につきまして、御説明いたします。河口部における海面と内水面の境界線については、これまで本県では明確にしてきておりませんでした。先ほどの報告事項の中でも出ておりましたが、一般的に「河口の両岸を結ぶ線」とされておりますが、物標等で明確に区分されておらず、また、河口は大きく形状が変化することもあるとして取り扱っておりました。このたび、河口部における海面と内水面の境界線の考え方を整理し、境界線を明確にできる河口については、緯度経度表記により境界線を明確にしたいと考えております。

まず、資料3の3ページを御覧ください。水産庁の通知や漁業法の解説において、1に記載しているとおり、河口の取扱いについて記載があります。海面と内水面の境界線を決める場合には、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととされています。

2の海面と内水面の境界を定めることの効果ですが、大きく2つの点があります。1つ目は、漁業権の漁場区域の点です。境界を明確にすることで、海面・内水面それぞれの共同漁業権の及ぶ範囲が明確になります。2つ目は、漁業調整規則上の海面・内水面の境界が明確になることです。漁業調整規則では、海面及び内水面それぞれの禁止漁法、水産動植物の採捕の制限などを定めていますが、その規制が及ぶ範囲が明確になります。

3の海区漁場計画作成に向けた整理としましては、次の議題である「海区漁場計画（案）について」に関わりますが、漁場の区域において、陸岸に接する部分の最大高潮時海岸線に河口がある場合には、河口部の境界線は「河口部の両岸を結ぶ線分」であることを明記し、ただし、遊漁者から海面と内水面との境界に関する問合せが多く、かつ形状の変化に左右されない河口、月光川と最上川を検討しました。この2つの河川については緯度経度を表記することと考えております。

4の緯度経度表記による境界線の効力発生日ですが、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会の両委員会に意見を聴いた後に県が決定することとなります。本日、海区漁業調整委員会に諮問をさせていただきまして、その後12月下旬に内水面漁場管理委員会に諮問予定です。予定としましては、海区漁場計画（案）についての答申とあわせて、海区漁業調整委員会より令和5年2月に答申をいただく予定で、令和5年3月に内水面漁場管理委員会からの答申を受けて、境界線を決定するということで考えております。漁業調整規則の河口の解釈にも関わる内容ですので、周知期間を設けて、海面の共同漁業権の免許日とあわせて令和5年9月1日から効力発生という案で考えております。

戻りまして、資料の2ページを御覧ください。河口部における海面と内水面の境界線の考え方は、一般的に解されている「河口部の両岸を結ぶ線」とし、海面と内水面との境界線に関する遊漁者からの問合せが多い河口で、かつ形状の変化に左右されない河口につき、海面と内水面の境界線を緯度経度により明確にする。境界線の決定にあたっては、河川管理の位置を基本とし、河口部の両岸の位置を特定できる箇所について緯度経度を計測し、決定する。境界線を明確にする河口としましては、月光川河口と最上川河口について、四角で囲んであるとおり、左岸と右岸の緯度経度を明確にして境界線を決定することとします。なお、河口の区域図ですが、資料4ページに月光川河口区域図、5ページに最上川河口区域図を載せております。

月光川河口については、河川管理の位置とあわせ、4ページの図でいいますと、青の線のところを境界線と考えております。

最上川河口についても、河川管理の位置とあわせ、5ページの区域図では赤の線で表示をしているところを境界線とします。次の海区漁場計画（案）の議題とも関係するところですが、海区漁場計画（案）の作成にあたり、漁業権消滅区域と若干重なる区域が生じるため、国土交通省酒田港湾事務所及び県港湾事務所とも協議をして了解を得ております。

この境界線を決定しましたら、関係者への通知や県のホームページへの掲載、そのほか釣具店への周知などを考えております。また、現場にも目印を何かしら付けることをこれから検討したいと思っております。説明は以上になります、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの諮問案につきまして、皆さんから御意見や御質問等あればお願いします。池田委員どうぞ。

池田会長代理 これは、はっきり言ってスズキの釣りの問題から派生したのだろう。

議長 それは違う。

池田会長代理 これは川のスズキの釣りの問題から派生しているのだ。それで、これはこれで県でこうやってやりましょうとするのならいいけれども、緯度経度で出して見通しの

きくものを立ててくれないと、俺は入ったとか入っていないとかいう問題が出てくると思う。この案は案で了解するが、自分の居場所について緯度経度で俺は何度何分にいるという人はいないので、両側に見通しのきくものでここが境界ですよとわかるものをがっちり立ててもらわないと、釣りをする人も網を刺す人も違反になっているのか知らないのかわからない。やるのであれば、緯度経度のところには見通しのきく目印を作つてやってもらいたい。それがないから、ケンカになるのだし、県で川と海の境を目印をしつかりしてくれればケンカにならない。

議長 最上川については口のところが導流堤の先端なので見えるわけですよね、こっちはね。問題は河口のイの点について何か柱でも立てればいい。

池田会長代理 両方に立てておいて、それが見通し線だと言えば釣りをしている人でもわかるから。

議長 今は何か標識はあるのか。

佐藤主査 ここでいう口のところは導流堤の突端のところなのですが、そこの周りにテトラがありまして、川側からその突端の部分が見えるかというと見えにくいので、管理者と相談しながら、テトラに印をつけるとか何らかの方法で見えるような形にできればなとは考えています。

議長 テトラの頭に赤いペンキを塗るとかね。

佐藤主査 何かしら。これからその管理者とは相談なのですが。

議長 イの方は柱か何か立っているのでしたか。

斎藤機関長 何もないです。ポイントだけ鉛で打つてあって、歩いていけばわかるのですが、船側からは確認できないので、そこはもし可能であれば、ペイントなり何なりしてわかるようにできればなあと。管理者とここも相談になります。

議長 じゃあこのイのところはテトラポットが入っているのでしたか。

斎藤機関長 あります。

佐藤主査 ここは立ち入り禁止の看板などもあるので、一般的には遊漁者の方には立ち入り禁止なので入らないでくださいねとアナウンスしつつ、一応境界はそこですよという説明にはなります。

池田会長代理 船から釣りしている人からも、誰からもわかるような印をつけておけば入ったなとか、ある程度わかつてくるので、両岸に立てておけば見通しかから、ある程度目印さえはつきりすれば、誰も文句は言わないのではないか。

議長 テトラポットを塗るというのが一番手っ取り早いと思うのですけどね。物を立てるとまた折れたりするからね。それをちょっと検討していただければと思います。内容につ

きましては皆さん御異論ないですね。はい、では第3号議案につきまして、特に異論なしということで、これで妥当であるということで回答したいと思います。

第4号議案 海区漁場計画（案）について（諮問）

議長 それでは続きまして、第4号議案、海区漁場計画（案）についてということで、これも諮問案件ですから県の方から御説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料4を御覧ください。諮問文の方を読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当よりご説明いたしますので、ご審議よろしくお願いいいたします。

渡邊主査 それでは、内容につきまして、御説明いたします。令和5年度に漁業権の免許の切替えを迎えることから、海区漁場計画の案についてと、漁業権に付す条件について諮問をするものです。諮問の理由について（諮問の根拠につきましては）、資料4の9ページを御覧ください。こちらに漁業法を一部抜粋しております。漁業法第62条第1項の規定により、県知事は5年ごとに海区漁場計画を定めるものとされており、第64条第4項において、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬとされております。また、漁業法86条第1項により、県知事は、必要があると認めるときには、漁業権に条件を付けることができるとされており、第2項において、条件を付けようとするときは、県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬとされております。漁業権に付す条件は、漁業権の内容とも関連するものであることから、海区漁場計画の中に記載することとし、あわせて諮問をさせていただきます。

資料の2ページから8ページまでが、諮問の内容である「海区漁場計画（案）」となります。内容につきまして御説明しますので、資料の10ページを御覧ください。今申し上げましたとおり、令和5年度には漁業権の免許の切替えを迎えます。海面の共同漁業権については、免許の存続期間が10年間で令和5年9月1日に免許の切替えとなります。定置漁業権については、免許の存続期間が5年間で令和6年1月1日に免許の切替えとなります。海区漁場計画には、漁業権に関する事項と保全沿岸漁場に関する事項を定めることになっておりますが、本県では漁業権に関する事項のみ定めます。

2海区漁場計画作成のスケジュールですが、前回7月の委員会で素案につきまして説明をさせていただきまして、そこから若干素案に修正を加えて、8月23日から9月20日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントで利害関係人の意見聴取を実施したところ、意見の提出はありませんでした。あわせて、9月に関係者に対し文書で協議を行い、海岸管理者、港湾管理者、酒田海上保安部、国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所、鶴岡市、酒田市、遊佐町より、異存なし・支障なしとの回答をいただいています。本日、海区漁業調整委員会へ諮問をさせていただき、公聴会、委員会での協議の後、答申をいただき、令和5年3月に海区漁場計画を公示するスケジュールを予定しております。

11ページに現行の漁業権免許内容からの変更点を記載しております。下線を引いている箇所は、7月の委員会で説明をさせていただいた内容から変更になった点です。なお、14ページ以降に現行の漁業権免許内容と海区漁場計画（案）の比較表、19ページ以降に漁場区域図を載せております。現行の漁業権免許内容からの変更点としまして、まず、漁場の区域に関するものを説明いたします。（1）① 海共第2号（飛島を除く酒田市及び遊佐町地先）において、漁業権除外区域を拡大しています。酒田港北港地区防波

堤（北）（第二）延伸事業に伴い、平成26年6月23日付で山形県漁業協同組合と国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所で、漁業補償契約を締結しており、その漁業権消滅補償区域について除外するものです。22ページに漁業権除外区域の図を載せております。10、11、12、13で囲まれた区域、面積としては87メートル×236メートルで2万平方メートルほどですが、水色の部分が除外区域として拡大します。また、先ほどの議題で、最上川河口部の海面と内水面の境界線の説明をさせていただきましたが、除外区域の20、21の点については、境界線とあわせて変更を加えております。

11ページに戻りまして、（1）②ですが、水産庁の通知により、海面における漁業権の漁場の区域は、対応が困難な事情がある場合を除き、緯度経度による表記により定めることとされており、漁場の区域の表記を緯度経度の表記に変更しました。なお、隣県との境となるところについては調整が必要となります。秋田県との調整がついていたため、基点第1号とアの点については従来通りの表記しております。

（1）③の河口区域の表記の変更については、陸岸に接する部分の最大高潮時海岸線に河口がある場合には、河口部分の境界線は「河口部の両岸を結ぶ線分」であることを記載し、海面と内水面の境界線を明確にできる河口（月光川河口、最上川河口）については緯度経度を明記しました。なお、パブリックコメント実施の際に、河口部の境界線について関係者との事前調整が間に合わず、パブリックコメントで公表した素案には月光川河口の緯度経度のみ記載していましたが、海区漁場計画（案）及び関係者への協議では、最上川河口の緯度経度も表記した内容としております。

（1）④ 表記を一部修正しており、囲まれた区域を表記する際に、従来は「各点を順次直線で結んだ線」としていましたが、「各点を順次結んだ線分」としております。それから、海共第2号において、漁業権から除外される区域がありますが、現行の記載では、「～の区域から～の区域を除いた区域」という表現としていたところを、「①の区域から②の区域を除いた区域」という表現にしました。これは、海共第4号の表現ともあわせたものです。

次に、漁業の名称及び漁業時期についてです。（2）① 海共第2号、第3号、第4号において、第二種共同漁業に「さけ刺し網漁業」を追加します。12、13ページを御覧ください。さけ刺し網漁業の新規設定については、前回平成25年の漁業権免許切替え時に海面漁業者からの要望があり検討しましたが、調整がつかず漁業権の内容として設定しなかったものです。現状は、さけの漁獲はたい・こだい刺し網漁業の「混獲」の扱いとなっていますが、海共第2号、第3号及び第4号では、9月から12月までの間に相当数のさけ、はららごの漁獲実績があります。13ページの表2、表3を見ますと、相当数のさけの漁獲・水揚げがあります。操業実態に合わせ、さけを目的とした刺し網漁業として「さけ刺し網漁業」を新規設定するものです。

11ページにもどつていただきて、（2）②漁業の名称につきまして、刺し網漁業の表記が、従来は「さし」を平仮名で表記しておりましたが、省令や漁業調整規則における表記とあわせまして「刺し網」（漢字の刺すに平仮名のし）に変更しました。

次に（3）定置漁業に関する部分です。前回平成31年1月1日の免許では、鶴岡市三瀬地先の海定第1号と、鶴岡市鼠ヶ関地先の海定第2号を免許していました。海定第2号については、このたび、定置漁業を辞めるということで、漁業権の放棄により漁業権消滅の登録をしたため、海区漁場計画素案には設定しておりません。

現行の漁業権免許内容からの主な変更点は以上となります。なお、漁業権に付す条件は、第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものについて、海共第2号では10統以内、海共第3号及び海共第4号では7統以内とすること、定置漁業について、漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁

具を設置しなければならないこととしており、現行の漁業権に付している条件から変更はありません。

最後に、資料は準備していないのですが、1つ報告いたします。先ほど、パブリックコメントを実施したところ意見は提出されなかったと申し上げましたが、パブリックコメントの後に、漁業者より個別に意見がありましたので、その内容について報告させていただきます。

海共第3号の第二種共同漁業のさけ・ぶり小型定置漁業の漁業時期についての要望です。資料の5ページが海共第3号の内容になりますが、漁場計画の案では、第二種共同漁業のさけ・ぶり小型定置漁業の漁業の時期は現行のとおり「3月1日から翌年1月20日まで」の漁業時期としていますが、期間を周年にしてもらいたいという要望がありました。

3月に行った漁業者意見交換でも、周年の要望はあったのですが、冬期間も漁具を設置したままになると危険であると考えまして、従前どおり「3月1日から翌年1月20日まで」という内容で海区漁場計画の案を作成したところです。

周年希望の理由を改めて説明してもらったところ、操業自体は12月中に切り上げるもの、その後、時化が2~3週間続いたりすると1月20日までに漁具を撤去するのが難しいことがあります、網の撤去作業を考慮し、期間を延ばしてほしいという要望でした。なお、周年希望ということだったのですが、そういった理由から周年ではなくて1月末までなど何日間か延びるだけでもよいということでした。

ただ、前回の平成25年の免許切替え時に、小型定置漁業については主な目的魚種の整理と漁業時期の統合をしているのですが、そのときに海共第3号のさけ・ぶり小型定置漁業の漁業時期はそれまでは12月31日までだったものを、冬期間の作業に配慮し翌年1月20日までに延ばしたという経緯があります。パブリックコメントでは意見がなかったわけなのですが、その後、そのような御意見がありまして、今後公聴会などの手続きもありますが、漁業時期の延長に関しては、他の漁業者の意見も聞く必要があるのかなと思っておりまして、他の漁業者からも意見を聞く場を検討しております。説明は以上になります、よろしくお願ひします。

議長 はい、従来との変更点について説明がありました。この内容につきまして、皆さんから何か御意見等ありましたらお願いします。伊原委員どうぞ。

伊原委員 さけ刺し網の関係は、異存はありません。ただ、混獲であるたい・こだい網も残っています。で、たい・こだい網と、さけ刺し網と漁具が同じだということは理解していますか。

渡邊主査 はい。

伊原委員 ということは、期間はさけ刺し網とたい・こだい網と使い分けで長くいいけるということでよろしいですか。

渡邊主査 使い分けというか、実際にたい・こだい刺し網とさけ刺し網というのが同じ漁具を使って同じやり方で獲るということなので、区別ってなかなかできないというかしづらいと思うのですが、実態としてサケが多く獲れるのであればそれはさけ刺し網漁業だと解釈されると思います。主な目的魚種として。

伊原委員 漁期が違う。

渡邊主査 漁期はたい・こだい刺し網は4月1日から12月31日まで、さけ刺し網について
はサケが獲れるシーズンの9月1日から12月31日まで、なので、8月まではたい・こ
だい刺し網で問題ないと言うか、そのままなんですかけれども、9月から12月までの期間
はサケを獲っている、サケが多く獲れるのであれば、それはサケを目的としたさけ刺し
網漁業だと。

伊原委員 それは誰が判断するのですか。

渡邊主査 そうなんですよね、実際に獲ったものだとさけ刺し網で獲ったものなのか、た
い・こだい刺し網で獲ったものなのかというところまではデータとしては出てこないの
で、刺し網漁業で獲れたサケ、ただその時期データを見ますと、タイ類もやはり獲れて
いるので、たい・こだい刺し網漁業をなくすというふうには考えないで、あくまでもサ
ケを目的とした刺し網漁業をされているので、それを新設するというふうに考えたとこ
ろでした。

伊原委員 海区漁業調整委員としては、そのへんは明確にしておくべきだとは思います。た
だ議事録に載るからそれ以上のこととはしゃべられないけれども、1漁業者とすれば、う
まく使い分けた方が便利だなとも思います。

議長 要するに、2つかぶらないとするということですか。例えば10月末を境にして、10
月までは「たい・こだい」にして、11月、12月は「さけ」とか、そういう考え方ですか。
そういうふうにはつきりさせたほうがいいという。

伊原委員 いや、別にそれは。9月以降も「たい・こだい」だと言い続けてもそれはあり。
「さけ」だという人もあり。両方あるということ。

飯塚委員 たい・こだい刺し網の期日を切ってしまって、それ以降をさけ刺し網にすると
か、そうすればダブル期間というのではないわけだろう。

議長 すっきりしますね。

飯塚委員 だって主に獲るのはサケだもの。

伊原委員 だから、この「たい・こだい」の網がなんでできたかといいうきさつが、わから
なくなつてからこんなの決めるからそうなるのです。帰ったら関の末広丸の佐藤末次さ
んにこのいきさつを聞くとよくわかると思う。それ以上はここでは。特に異存はないけ
れども、そこで混乱するのかなという意見がありました。

飯塚委員 混獲を認めているわけだから、期間をやっぱり、たい・こだい刺し網を9月の初
旬とか、それ以降さけ刺し網にするとかしないと。

伊原委員 あと、9月前にたい・こだい刺し網をやる人はいません。「さけ」も。ということ
です。

池田会長代理 混獲はあるものだもの、あと、事務局で12月まで「たい・こだい」で12月になつたらさけ刺し網でどちらも混獲で獲れるものだもの。そうやってバチッと決めてしまえばいい。それでは誰も文句ない。

伊原委員 文句はないの、魚は獲れるから。どっちもうまく使い分けができる。例えば、さけ網に規制をかけたとしたときに、これは「たい・こだい」で獲ったのだとできる。

池田会長代理 まさか、「たい・こだい」の許可をもらって「さけ」をもらわないという人はいないだろう。

伊原委員 だって、共同漁業権だから一緒だもの。

池田会長代理 だから、県で12月までは「たい・こだい」、12月から「さけ」と決めてしまえばどっちでやってもいいわけだ。

伊原委員 実際に違う漁具なら問題ないです。ところが、まるっきりサケを獲るためのたい・こだい網なわけだから、さけ網もたい・こだい網も同じ網なので。まあそういうこともあるということだけ気にしておいて。

渡邊主査 わかりました。

飯塚委員 ちょっとはずれるけど、行使料は刺し網は1本なのだったか。

伊原委員 たい・こだい網はさけを獲るから協力金として2千円とっているのです。それで、これからは、さけ刺し網となった場合には、ふ化事業の協力金は定置と同じ、漁獲の何パーセントを払うとなる可能性が大きい。

飯塚委員 そうすると、今言ったダブった場合、たい・こだい網で獲っても許可をとらなくとも。

伊原委員 だから、そういうことがありますよというだけ覚えておいてください。

飯塚委員 そのへんは検討しないといけないのではないか。

池田会長代理 そうやってやつたほうがいい。12月になってからがサケが本番になるのだろう。

伊原委員 今から揚がっているが、10月中頃からだけでもね。

池田会長代理 だから、それを見ておいて、そこまでは「たい・こだい」でもいいのではないか。その後結局混獲できるのだから。だから、11月まで前倒ししておいて、11月からさけ網という体で混獲だという言い方もある。

飯塚委員 だから、さつき言ったように、期日をダブルないように、「たい・こだい」を8月

末までだとか、例えば9月末、そこで切って、それ以降は。

伊原委員 その前は。9月より前は、「たい・こだい」をやる人がいないのですよ。だってサケ目的の「たい・こだい」だから。だから、サケのいないときはやらない。

飯塚委員 そしたら、何もその項目をなしにしてもいいじゃないか。

伊原委員 そういうこと。でも、あるほうが使い勝手がいいということがある。

飯塚委員 現実に合わせるようにさけ刺し網でないかということでさけ刺し網にした方がいいということだから、混獲の量が多いもの。

伊原委員 だから、ここでそれ以上のこととは。それだけ覚えておいてくれ。

渡邊主査 タイ類は漁獲のデータを見ると、春先にも、4、5、6月とかにも獲れてはいるのでした。

伊原委員 それは、かれい刺し網にかかるタイです。

池田会長代理 これから海が変わってくるかもわからないから、9月からさけ網してもいいし。

伊原委員 ここでそれ以上の議論は必要がないから、それだけ覚えておいて。

鈴木委員 それ以上の議論はいいかもしれないんですけど、サケを獲る場合は、今度は協力金が発生するわけだ。

伊原委員 協力金か。今まで定置と、「たい・こだい」もそうだけれども、はららごとサケを水揚げしたときに、水揚げした人は、2千円の協力金を払っている。で、定置は漁獲高に応じて水揚げの2パーセント～3パーセントの間で払っている。たぶんそのへんはこれから決めないといけないことだ。

鈴木委員 どういう徴収方法かわからないけど、「たい・こだい」と「さけ」が同じ土俵にあることによってグレーゾーンが生まれて、徴収や規制がまた曖昧になる可能性があると思う。

飯塚委員 結局混乱するだろう。使い勝手がいいということはそういうことだろう。今、協力金と賦課金のどっちがいっぱい出さないといけないかといったら、協力金の2千円の方が安いといったら、なにも刺し網の許可を獲らなくてもいいわけだ、混獲で獲っていたらいいわけだ。そういったような、金銭的な損得、そのへんのところも考えると、やはり切るべきは切って、今、混獲が増えているわけだから、それはたい・こだい刺し網で期日を切る、それ以降の刺し網は「さけ」の方の刺し網という許可でやると、ただ混獲は両方とも認めているので。

伊原委員 まず1つやる方法は、理事会で行使規則は制限をかけることができるのですよ。

理事が制限をかけることを行使規則に書いてある。制限でこの部分をクリアはできると思います。さっき言ったたい・こだい網はここで終わりですよ、これ以降は同じ漁具でもさけ刺し網としますよ、とこれで制限をかけることは行使規則の中である。それで逃げることはできるけれども、こういうことがありますよということだけ。今言ったことはたぶん理事会の場でこれは議論しましょう。

池田会長代理 それなら、なおさら2本にしたほうがいい。8月なら8月から10月までたい・こだいでできるともらっておいて、10月からはさけ刺し網でもらえば2回もらえる。今までどおりやつても、ただ時期を早めるだけで2本立てていけばいい。

伊原委員 いろんな方法があるけれども、1つ言えるのは、たい・こだい網と、さけの刺し網は同じ漁具ですよ。その上で、期間が違うのですよ。ということは、事実なわけだから、それをどういうふうに混乱なくやっていくかということを考えていく必要がある。

佐藤一道委員 この問題を抱えたまま公聴会を開いて大丈夫なのですか。

議長 お金の問題とこれは違うからね。直結はしない。

佐藤一道委員 おそらく、直球の質問も来ると思うので。

議長 お金の問題は、漁業権の行使規則の中で決めることなので、海区は直接タッチできないです、そこは投げた後の先の話ですから。なので、組合の中できちんと話をしてもらえばいいのではないでしょうか。

佐藤一道委員 それは組合から発言してもらうか、出席した理事から発言してもらわないと回答しづらい部分だと思います。

池田会長代理 だから、「たい・こだい」を短くして、さけ刺しを前倒しして2つやっておけばいいのだろう。

飯塚委員 実際に混獲を認めているけれども、本命以上に混獲が多いなんていうのは異常なのだ。だから、名目もさけ刺し網にしたほうがいいということで、こういう議論になつて、今申請しているのだから。だから、こだい刺し網でもずっと期間長くて獲っているのがやっぱりサケが本命の期間であるならば、コダイはその以前にやるやらないは別、漁具が同じであろうとどうであろうと、それは同じ漁具を使って目合の規制をかけるとかあるわけだから、はっきりわかるのはピチッとサケが揚がるような期間で切つてしまつて、それからはさけ刺し網ですよ、タイ、コダイがかからっても混獲で出せるわけだから。

伊原委員 そういうことだ。ところが、事務方とすれば、たい・こだい網でサケもかかれればタイ、コダイもかかると。さけ刺し網にたい・こだいがかかるれば、たい・こだい網になつてしまつわけだ。だから、そのへんは同じことなので、きっちり期間を決めておかないと混乱するのではないかと。逆もある、さけ刺し網にタイ、コダイしかからないと、さけ網なのにたい・こだい網になつてしまうわけだ。だから、網には何でもかかるわけだから、ちゃんと「さけ」だったらさけ刺し網とちゃんとしておかないと。今、

池田委員 言ったように、少し（期間を）長くしておいて、これはさけなのですよときつちりしておけば混乱はないと思う。

飯塚委員 目合は試験場で検討してもらえばいい。ちょっと大きくなるとか小さくするとか違うようにすれば。変えたいならば。

伊原委員 せっかくいい制度に変わろうとしているのに、グレーゾーンというか、あいまいなところがあるというのはうまくないのだ。まだ、これで決まりではないから。あとは進めてください。

議長 はい。ではこの件について、他に御意見・御質問のある方はいらっしゃいますか。まったくどうでもいい内容かもしれないんですけど、私、ちょっと事務局に聞いたのですけど、この海共第3号と第4号にある「しがな」という海藻なのですが、私は見たことも聞いたことも食べたこともないのだけど、これは皆さん食べた人はいるのですか。

飯塚委員 おいしいです。味噌汁にちょこっと放すだけで磯の香りがパンとしておいしいです。

議長 イワノリみたいに使うのですか。

飯塚委員 特別加工してどうこうという海藻ではない。

議長 これは要するに海共2号にないということは、吹浦にはないということですか。鶴岡・温海地区だけの海藻ですか。実際に食用になっているのかなというのが疑問だったので。あんまり流通に出ないのでしょう、しがなって。自家消費、メジャーではないということでしょうか。

佐藤栄一委員 さっきの定置網の期間、周年の話は、後でやるのですか。

議長 あれは、県の方としては、網揚げの時期の問題などがあるのだけれども、一応これでいこうという考え方なのですか、基本的には。周年にしないで一応1月20日で切るという。

渡邊主査 そうですね。その周年の希望が来たのがつい数日前でして、パブリックコメントをした際にはこの内容で意見がなかったので、県としては現行の漁業時期で計画案を作ったところでした。ただ、意見交換会にも出てきた意見でもあり、個別に御意見がありましたので、もし検討するのであれば、他の漁業者の意見も聞かないとなんとも判断できないのかなと思っているところです。

議長 実際に周年にしたからといって、資源保護のために獲っちゃいけない時期に獲ることにはならないですよね、時期を見た場合。だから、これ、実際に周年にしたところで、資源管理上に実害はないですよね、たぶん。どうでしょうか。

佐藤栄一委員 2月からの刺し網とか他の漁業者からも聞かないといけない。

伊原委員 そういう意味では1月末までだって、2月になつてくると刺し網になつてくるから。

佐藤栄一委員 ちょっと聞いてみないと。

議長 1月いっぱいまでくらいなら実害がないと。周年は別としても、他の漁業種類との調整はあるのだけれども、今いったように、1月末までだったら他漁種とのバッティングがないということ、あと、確かに海が荒れる時期でなかなか作業しにくいということを考えた時に、1つの修正案として、周年までとはいかなまでも1月末まで延ばしてもいいのではないかというふうな意見が今日はあったということで。そのことでちょっと揉んだのだけれど、周年はちょっと問題があるのだけれども、1月末までだったら他漁種との競合が少ないからその程度までは延ばしてもいいのではないかという意見があつたということで今日はこの委員会としては、この補足意見として諮問案に対して、その1点だけ要件等ということで意見としたと思います。よろしいですか。それでみなさん。

鈴木委員 やっぱり利害関係も絡む要因があるので、周年にするのであればもう1度浜に問題を落として。

議長 いや、周年じゃなくて、1月20日を1月末まで短期間延ばす。

鈴木委員 うん、だから、それにしても1回浜の意見を聞いてみたらいかがでしょうか。

渡邊主査 すみません、今の1月20日から1月末というところなのですけれども、前回10年前に12月末までだったのを1月20日に延ばしたという経緯があったのですが、そのへんをこちらでも詳しくもう一度確認したいと思います。1月20日までとして天候が悪くて1月20日までに撤去できないということも想定してなのかもしれない。

齋藤機関長 元々12月いっぱいだったのをそこまでしけで揚げられないものだから、1月20日まで待ちますよと、それを逆に1月30日までにしてしまうと、そこまでしけで揚げられなくて2月に入りました、刺し網とぶつかる、なのでもしかすると1月20日に切つている可能性もあるので、そこまでの経緯を見てみると、合わないのでじやあ1月いっぱいにしますということにはならない。

議長 それ、10年前そこまで議論したのだっけか。

齋藤機関長 そこはちょっと中身を見てです。

議長 10年前の公聴会は私行つたのだっけか。

事務局 公聴会は出席されていると思います。

議長 してるよね、確かね。そこまでの記憶ないけど。10年前とはまた海の荒れ方も変わつてますからね。少なくとも私の理解では10年前よりも今の方が荒れていると思うけど。その点は検討事項ということで、過去の経緯も調べていただいて、どのように検討する

かといふことも含めて見直しをと考えてはいかがでしょうか。他の件は皆さんいいですかね。何か他にはありますか。

一同 (特になし)

議長 ありませんね。では、海共2号、3号、4号についての、先ほどの小型定置の周年とは言わないですけれども、網揚げの時期をみて、期間の延長を検討するかどうかについて、10年前の経緯も含めてもう1回調べてみたり、検討したりしてもらうということにしたいと思います。それでよろしいですね。

一同 はい。

第5号議案 海区漁場計画（案）にかかる公聴会の開催等について

議長 続きまして、5号議案に移りたいと思います。海区漁場計画（案）にかかる公聴会の開催等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料5を御覧ください。先ほど渡邊主査から説明ありました海区漁場計画（案）について委員会で公聴会を開催し、利害関係人から意見を聞く必要があります。

1ページには、諮問以降のスケジュールを記載しておりますが、本日県から委員会へ諮問があり、それを受け、公聴会の開催をあらかじめ公示の上、11月に公聴会を開催して利害関係人から意見を聞くことになります。そして、12月に委員会において協議を行い、2月に海区委員会から県へ答申し、3月に県で漁場計画を作成し公示するスケジュールと考えております。

2番目の公聴会の開催公示の内容で、線をひいてあるところがありますが、これは、令和2年12月の漁業法改正、漁業法施行規則の改正を受け、今回の公聴会から従来とは変わってくる部分を示しております。

公聴会の開催日時、場所、案件等をあらかじめ公示するのは従来と同様ですが、漁業法施行規則により、公聴会に出席して意見を述べようとする利害関係人は、あらかじめ書面で利害関係を有する理由と述べようとする意見の概要を委員会に申し出なければならなくなりました。

以前は、関係地区で主だった漁業者の方などに公聴会に御出席いただき、御意見のある方にはもちろん御意見述べていただきましたが、御意見の無い方には特に意見はありません、など公聴会の場でお話しいただいていました。

しかし、今回の公聴会からは、漁業法施行規則により、海区漁場計画（案）に対して御意見のある方のみ、あらかじめ御意見の概要を提出いただいた上で御出席いただくという方式に変わります。

2ページ目に改正漁業法と漁業法施行規則で海区漁場計画の公聴会に関する部分を抜粋しており、上方に漁業法、下に施行規則を載せております。令和2年12月施行の漁業法改正以前はなかった条項が新たに加わっております。

今申し上げたあらかじめ意見の概要を提出する旨は第23条第1項に記載がありますが、そのほかにも第2項では申し出多数で全ての者に意見を述べさせるのが難しい場合は数を制限することができ、会長が意見を述べることができる者を定めることなどが規定され、第3項では、その意見を述べることができない者にはその旨を通知しなければならないとされています。

このように、今回から漁業法施行規則により公聴会の意見の聴取方法などが細かく規

定されておりますので、それを反映した運用となります。

3ページ目には公聴会開催計画にかかる公示案をお示ししておりますが、付記として、公聴会に出席して意見を述べようとする者は利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を書面に記載し、住所氏名電話番号を明記のうえ、令和4年10月21日までに事務局に提出すること、海区漁場計画は提出先に備え付け閲覧に供することを記載しております。

4ページ目に公聴会に日程を記載しておりますのでご覧ください。海共第1号については、令和4年の11月2日午前11時から山形県漁協飛島支所の会議室における開催、海共第2号は11月8日午前10時30分から山形県漁協本所の会議室での開催、海共第4号は11月22日午前10時30分から県漁協念珠関総括支所の会議室での開催、海共第3号及び海定第1号は11月22日午後1時30分から県漁協由良総括支所の会議室での開催の案としております。飛島での開催については、定期船とびしまでの移動となるため、欠航の場合は開催日を11月29日に変更することになります。

なお、今回、法令改正後初めての公聴会となるため、意見を述べようとする者がどのくらい出てくるかわかりませんが、出てこなかった場合、公述人がいないため公聴会をすぐに閉会するということも他の県ではみられ、そういうことも起きうると思われます。

ご説明は以上でございますが、この案で公聴会の開催について進めてよろしいか、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、今説明ありましたけど、1つ私の方から確認したいのだけれども、この漁業法施行規則が新しくなって、漁業法改正に伴って漁業法施行規則が変わり、事前に意見を述べようとする者は理由と意見の概要を事前に申し出が必要だという記載がありますよね。私の名前が載っている公示案なのだけど、これ書面提出と書いてあるのですよね。ところで、この施行規則の23条第1項の事前申し出というのは、これ書面申し出が前提なのですか、それとも口頭による申し出も許されるのでしょうかね。つまり、海区漁業調整委員会の事務局に出頭して私当日こういうことを述べたいし、こういう理由があるのですけど、よろしくお願ひしますというふうに漁業者の方が来てそのように口頭でも申し出をした場合に、それ却下できるのですかね。私、この規則の解釈からいくと、書面によってって書いてないものだから、口頭申請を否定するような趣旨ではないような気がするんですけど。このへんって水産庁がどういう解釈をしているかなんて誰かわかりますかね。もし、規則で口頭申請を否定していないのに、公示で口頭申請を否定すると、これ間違った公示になってしまってますいのだよね。何勝手な制限を加えているのだって私が言われそうで。ちなみに裁判手続きでも調停申し立てというのがあるのだけど、口頭申請が可能なのですよ。で、裁判所職員が代筆するという扱いがあって、それを考えると、これ、口頭で申請した場合に事務局が受け付けてそれを筆記して記録するという扱いがありなのではないかなと思って、これがちょっとひつかかったのでした、この公示内容で。これもうすぐ公示出しますからね、期間ないから。例えば、これ提出することじゃなくて、書面を出すようにお願いしますという書き方なら、できれば出してちょうだいというふうになるから、強制じゃなくなるわけですよ。それならいいのだけど、出すこと、というと、それ以外は受け付けないよという意味になってしまうから、間違っちゃうとまずいのだよね。どうなのですかね。

佐藤一道委員 書面って書いてないですよね。

議長 そう、書いてないのですよ。私、非常に不安だったのですよ。

佐藤一道委員 はい。先ほどの説明だと、すでに公聴会を開いた海区もあるのですか。

議長 そう。それでなかなか意見がないところがあったということです。ただ、そこが書面を要求しているかどうかまでは情報がないのです、そこまでは。ただ、こういうふうなハードルを課したので、減ったという話があるのだけど。そのハードルが今言ったように書面を要求したかどうかはちょっと情報をつかんでいない。これって水産庁に聞くしかないのではないか。

佐藤一道委員 それを確認したほうがよさそうです。

事務局 そうですね、他の県の例という意味では、令和3年8月に富山県で内水面の方になりますけれども、公聴会の開催について、県公報に載せているものを見つけたのですけれども、こちらの場合は、公聴会について発言を希望する者は、住所氏名年齢従事する職業及び発言内容の要旨を書面に記載し、提出することということで、委員会で提出を受けているものがありました。

議長 提出することとしているわけね。

事務局 はい。

議長 お願いじゃなくて、義務付けているわけだね。さてこの義務付けは正しいのだろうか、私はすごく不安を感じるのだけど。これはちょっと水産庁に確認してほしいな。私がこの規則の解釈からいくと、口頭受理も拒否していないと私は読むのです、これ。書面提出がないから、方法に。

伊原委員 ちょっとそのへん、別件で前の公聴会のみんな書面で残っているところを見れば、書面なのかなという感じも。

議長 いえいえ、この公聴会の書面提出は今回から。漁業法改正によって初めて出てきた。だから、前はなかった。

伊原委員 前のは議事録だったか。

議長 うん、議事録は作りますけど、事前申請書面は前はなかったのです、前は制度として。新しいのがポンと出てきたものだから、そして書面として書いてないものだから、事前口頭もできるのかなという可能性があるので、間違いはまずいので。

事務局 わかりました。

議長 ちょっと水産庁に聞いてください。それで、書面は義務だっていうのだったら、そのときは水産庁がそういうつまつたというしかないのです。水産庁がそんなこと要求しないよとなれば、書面提出はできればお願ひしますになっちゃう。「書面じゃなきやだめだよと言えなくなっちゃう。

事務局 そのときは公示の書きぶりが少し変わってくると。

議長 可能性があると。水産庁の御意向次第ですよ。

事務局 (公示案は) 今、提出は義務のようになっていますけれども。

議長 提出じゃない、規則では申し出ろってなっている。

事務局 提出はお願いベースだといいつてことですよね。

議長 絶対提出しなくちゃダメだよと言ってしまうと、場合によっては法令違反を起こして
いる可能性があるということ。お願いしても俺はお願い聞かないよ、俺は口頭で申請す
ると言わされたらしょうがないの。必ず出せというと、もうそれ以外の申請は禁止になっ
ちゃう、間違ってはまずいですよ。

事務局 そのいい悪いのところで、付記の書きぶりを変えるということ。

議長 はい、だから水産庁がいやこんなの書面が義務だよ、この規則はそう解釈するんだよ
と言ってくればそのままでいいし、確かに口頭申請拒否はできないのですよねと水産庁
が言えばじゃあそのようにしてくれるようにお願いしますと書くしかない。公示すると
いう文章に語調が合わないけどね。なので、これはやはり水産庁に聞くしかないかな。
私もちょっと判断つかないものですからね、これは。

事務局 はい。

議長 それで、水産庁の回答次第で公示内容を私の方と事務局の方で打ち合わせて出すとい
うことでおよろしいですか、皆さん。

一同 はい。

議長 そのへんは確認してもらいますので。なお、日程については皆さんこれで内容よろし
いですか。あと、委員の方から出席してもらわないといけない。一応私は8日と22日は
行けるようにしますけど。8日は午前。

飯塚委員 西田川郡温海町の区域を除くと、あるけれども、現在みんな町名変更していて、
旧西田川郡とかならわかるけど、今ない地名だけれども、この辺は何も感じないでこう
やって書いているのか。

議長 市町村合併。

飯塚委員 合併になっているけど、ただこういうので見ると、やっぱり旧とかになっている
と気持ちよくはわかるけど、ない地名になっているわけだ。

議長 旧と書いてはまずいのですよ、どうしてかというと、市町村合併が数回あるから、だ

から、直前の市町村合併を意識して特定しないといけないのです。あるいは現在の鶴岡市のなんとか地区を除くだといいかもしない。どっちかにしないといけない。ただ、今の鶴岡市のいろんな地名を除くと列記するところがたくさんになってしまうわけだ。だから旧温海町大字なんとか、大字なんとかとかいろんな町があるじゃないですか。それを全部書かなくちゃいけないから大変なので、こんな表示にしたということですね。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 これしか手がないという。

伊原委員 僕も同じことを感じた。

議長 除く地区が少なければ、鶴岡市の何地区、何地区、と書けばいいのですけどね。結構あるのですよ。どの日に誰が行くのか決めるの。

事務局 はい、できれば関係地区的ところに漁業者委員さんは出でいただきたいですし、他の場所でも出られるようであれば、お伺いしてスケジュールに入れ込みたいと思っておりますが、まず漁業者委員の方で、御自身の地区の日程でこれはちょっと難しいなという方はいらっしゃいますか。学識経験委員と中立委員の方には御都合お聞きして調整したいと思います。

(各委員の出席意向を確認した)

議長 公聴会については、私から公示内容について1点書面の提出を義務付けてよいかという1点だけ保留して、それ以外よろしいですね。

鈴木委員 この公聴会の案内についてお願いしたいのですが、以前、定置の延長の件、組合に教えました、組合がグループの長だけに教えて、で、その長が実際にやっている漁業者にそれを教えないかったものだから、え、何で俺知らないのだと、期間延ばしたのかとクレームをもらったのがあって、団体長に任せるのではなくて、例えば今回の定置の場合は刺し網とかタコ繩とかそういう利害関係のある人が必ず伝えるようにしてほしいです、公聴会の趣旨を。

議長 公聴会の案内って漁協経由でやっているのか。

事務局 そうです。

鈴木委員 前は漁協支所単位であって、漁協から漁業者に伝えて、でやって、参考が、団体長だけが来た事例があったのだ。

議長 これ今回も漁協を通すのでしょうか。公聴会の案内は。

事務局 そのつもりです。

議長 そのへんは漁協の方で徹底をお願いしたいと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

鈴木委員 そのへんよろしくお願ひします。

議長 今日、漁協は来ていますか。よろしいですね。

小笠原専門員 お話は伺いました。

議長 ではよろしくお願ひします。ほかは何かありますか。よろしいですか、5号議案につきましては。

一同 はい。

議長 では、私は3日間全部出ることになっていますけれども、飛島はちゃんと帰ってこれるといいなと思っています。10年前は非常に天候が良くて、間違いなく帰ってこれる日だったので安心していったのですけれども。その他、皆さんから何かありますか。

一同 (特になし)

議長 事務局何かありますか。

事務局 公聴会の後の委員会を12月に予定しておりますが、12月6日火曜日に開催したいと思います、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、皆さん12月6日をご予定ください。他には特にございませんね。では皆さん長時間お疲れ様でした。本日の委員会をこれにて終了いたします。

上記のとおり第416回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年10月4日
- 38 -

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄



会長代理 池田 亀五郎



委員 樋口 恵佳



